食水第１４０９号
令和８年１０月３０日

山梨県漁業協同組合連合会会長　殿

山梨県農政部食糧水産課長
（　公　印　省　略　）

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等の特定外来生物の違法放流防止の徹底について（通知）

平素、本県水産行政の推進につきましてご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり各漁協あて通知しましたので、御了知くださいますようお願いいたします。

食糧水産課　水産担当
TEL　０５５－２２３－１６１４

写

食水第１４０９号
令和８年１０月３０日

各漁業協同組合　組合長　殿

山梨県農政部食糧水産課長
（　公　印　省　略　）

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等の特定外来生物の違法放流防止の徹底について（通知）

平素、本県水産行政の推進につきましてご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

令和 8 年 10 月 13 日付け 8 水推第 1124 号により、水産庁増殖推進部漁場資源課長から、別添のとおり「オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等の特定外来生物の違法放流防止の徹底について」の通知がありました。

オオクチバス、コクチバス及びブルーギル等の特定外来魚については、外来生物法により、許可なく野外に放つ行為等が禁止されています。一方、コクチバスを中心に生息域の拡大が依然として報告されており、内水面漁業や生態系への影響が懸念されています。

つきましては、別添通知の内容を御確認の上、組合員その他の関係者に対し、法令遵守及び違法放流防止について周知していただくとともに、巡視等の機会を通じた違法放流の防止に御協力くださいますようお願いします。

また、違法放流が疑われる情報を把握した場合は、情報提供者の安全を最優先とした上で、速やかに当課まで御連絡ください。

なお、緊急性がある場合や現に違法放流が行われている場合は、必要に応じて警察への通報についても御検討ください。

食糧水産課　水産担当
TEL　０５５－２２３－１６１４

事 務 連 絡
令和８年１０月１３日

各都道府県水産主務課長殿

水産庁増殖推進部漁場資源課長

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等の特定外来生物の違法放流防止の徹底について（送付）

平成 12 年に「内水面外来魚問題緊急対策について」（水産庁資源管理部長通知）を発出して以降、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルが外来生物法に基づく特定外来生物に指定されるなど、外来魚をめぐる状況は大きく変化しています。一方で、同法において許可なく野外に放つ行為が禁止されているにもかかわらず、コクチバスを中心に生息域の拡大が依然として報告されており、内水面漁業や生態系への影響が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、特定外来生物の違法放流防止の取組を改めて徹底するため、別添のとおり通知を発出しましたので、違法放流防止の取組に御活用いただくとともに、関係者への周知等について御協力をお願いいたします。

【連絡先】水産庁 増殖推進部 漁場資源課
電話 03-3502-8111（内線 6810）
【特定外来生物被害防止取締官】
宮地、蓬田

（別添）

8水推第1124号
令和8年10月13日

各都道府県水産主務課長殿

水産庁増殖推進部漁場資源課長

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等の特定外来生物の違法放流防止の徹底について

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等の内水面の特定外来生物（以下「特定外来魚」という。）については、全国的に広範囲に分布し、特にコクチバスは「河川水辺の国勢調査」によるとその生息域が依然として拡大しているとの報告があります。

これら特定外来魚は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）において、許可なく野外に放つなどの行為を禁じているにも関わらず、コクチバスのように生息域が拡大しているとすれば、違法な放流が要因の一つではないかと考えられます。

また、特定外来魚は内水面漁業にとって重要なアユ等の漁業権魚種を捕食するなど、内水面漁業に直接的な影響を及ぼすほか、在来生物の生息環境や流域の生態系にも深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

このため、特定外来魚の違法放流の防止の徹底を図ることは、内水面漁業の持続的な発展や流域全体の生態系保全の観点からも必要な取組です。

このことから、貴管下の内水面漁業者、内水面関係団体、河川湖沼の関係団体等の関係機関に周知の上、引き続き連携を図りつつ、下記の事項について改めて積極的に取り組まれるようお願いいたします。

記

１．法令遵守の周知及び違法放流防止の啓発

現在、特定外来魚については、外来生物法において、許可なく野外に放つなどの行為を禁じており、併せて罰則も規定されています（個人の場合は3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科される。）。また、地域によっては、各都道府県内水面漁場管理委員会の指示により移植放流を規制しているほか、都道府県において啓発活動や防除対策が講じられていま

す。

各都道府県は河川・湖沼の利用者に対する違法放流防止の啓発活動を積極的に推進するため、都道府県内水面漁場管理委員会、漁業協同組合等と連携し、遊漁者団体、釣具店等を含む幅広い関係者及び一般の利用者に対し、改めて前述の規定内容や罰則について周知徹底を図るようお願いします。

２．違法放流の根絶に向けた取組の推進

違法放流の根絶を目指すには、前述１のとおり法令遵守の周知徹底や違法放流防止の啓発、重点的な巡視やパトロールの実施とともに、内水面漁業者、河川湖沼の関係団体など関係者が一体となった違法放流防止のための日々の活動が重要です。そうした中で、違法放流が疑われる情報等に接した場合には環境省地方環境局野生生物課及び水産庁漁場資源課の特定外来生物被害防止取締官に速やかに情報提供頂くようお願いします。また、必要に応じて警察への相談・通報を行って頂くようお願いします。

３．その他

オオクチバス、コクチバス、ブルーギルは外来生物法に基づく特定外来生物に指定（平成 17 年）されていることから、平成 12 年 3 月 27 日付け 12-2441「内水面外来魚問題緊急対策について」（水産庁資源管理部長通知）の取組は外来生物法に基づく対策に置き換えられており、当該通知の役目は終えていることを念のため申し添えます。